

大分県中小企業活性化条例(一部改正後)の概要

目的【第1条】

※改正箇所は赤字

中小企業の振興に関する施策を総合的かつ計画的に推進することにより、中小企業の活性化を図り、もって県経済の持続的発展及び県民生活の向上に寄与する。

基本理念【第3条】

中小企業の自主的な努力と創意工夫を尊重し推進

本県が有する自然、人材、技術等を総合的に活用し推進

県、支援団体等が中小企業と相互に連携し推進

小規模企業の持続的な発展のため経営規模を勘案して推進

責務と役割【第4条～第11条】

◆中小企業の自助努力とともに、県と関係者が連携して頑張る中小企業を支援

県の責務

- ・関係者と連携し、施策を積極的に実施
- ・情報収集及び提供

中小企業支援団体の責務

- ・情報提供・経営改善及び創業の支援
- ・小規模企業に寄り添った伴走型の支援

市町村の役割

- ・県等と連携し、中小企業振興施策を実施

中小企業の自助努力

- ・事業活動の維持改善及び人材育成
- ・地域社会への貢献

金融機関等の役割

- ・円滑な資金調達及び経営改善に協力

大企業の役割

- ・事業機会の拡大及び技術力向上等に協力

大学等の役割

- ・中小企業が行う研究及び人材育成等に協力

県民の理解と協力

- ・中小企業振興への理解、地域商店や県内製品の活用

基本方針・具体的施策(第12条～第18条)

経営基盤の安定(相談・指導の充実、ITの活用促進、販路開拓支援、資金調達支援、事業承継促進、支援体制強化)

経営の拡大と新分野への進出(産学官連携支援、産業集積促進、ツーリズム振興、農商工連携促進、海外展開支援、サービス産業生産性向上支援、クリエイティブ産業振興、第4次産業革命推進)

創業の促進(創業機運の醸成・相談体制充実、事業計画策定・資金調達支援)

人材の確保・育成と働き方改革の推進(若年人材確保、キャリア教育充実、後継者育成・技能継承促進、女性・高齢者・障がい者就労促進、ワークライフバランス促進、下請取引適正化、外国人材活躍促進)

中小企業の活用による地域内の経済循環の創出(中小企業の製品・技術・サービス情報提供、地域資源活用・県産商品消費拡大推進、受注機会の拡大)

小規模企業の事業の持続的な発展(小規模企業の生産性向上支援、事業承継・人材確保支援、支援団体の体制整備)

意見の聴取

中小企業や関係者の意見

おおいた産業活力創造戦略2017

計画の策定

中小企業の活性化・小規模企業の持続的な発展